

鳥栖市告示第47号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号及び第10条第1項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を指定し、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を定めるので、車両通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項及び第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年9月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

1 指定する道路の路線名及び区間並びに指定する期日

路線番号	路線名	指定する区間	指定する期日
44	轟木・村田線	鳥栖市轟木町字二本松1644番1地先から 鳥栖市轟木町字四本松1777番3地先まで	令和8年9月1日

2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみださないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上縦寸法0.23メートル以上の、地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所がないことを確認のうえ走行すること。